

新島村役場 ▶ TEL 04992(5)0240 代表

FAX 04992(5)1304

e-mail:kouhou@nijijima.com

若郷支所 ▶ TEL 04992(5)0181

FAX 04992(5)1572

e-mail:wakagou@nijijima.com

式根島支所 ▶ TEL 04992(7)0004

FAX 04992(7)0439

e-mail:shikinejima@nijijima.com



にいじま

2022 12月号



羽黒駅伝大会に新島チーム参加

10月9日(日)、友好都市「山形県鶴岡市」で開催された「第50回羽黒地区駅伝競走大会」に新島村から1チーム6名が参加しました。順位は一般の部6チーム中5位となりました。

令和元年の台風災害からコロナ禍と続く中で、4年ぶりの参加になりました。競技中は沿道の皆さんから、以前と変わらない温かく盛んな声援をいただき、友好の絆を改めて確認し深めることができました。来年1月の「新島村駅伝大会」に羽黒チームの皆さんをお迎えできることを楽しみにしています。

新島村の財政公表	2
おしらせ	7
新島村のお仕事	12
できごと	14
さわやか健康センターだより	15

新島村の世帯と人口

世帯数	: 1,334 (-3)	出生	2
村人口	: 2,501 (0)	死亡	6
本村地区	: 1,760 (3)	転入	6
式根島地区	: 477 (-3)	転出	2
若郷地区	: 264 (0)	その他	0
令和4年11月1日現在(カッコ)内は前月比			

新島村の財政公表

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われていきます。昨年度のお金の使い道などを令和3年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を令和4年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせします。

表1：令和3年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） **42億4,713万8千円**

自主財源 5億8,294万7千円 13.7%	村税	3億2,639万5千円	7.7%
	財産収入	4,071万円	1.0%
	使用料・手数料	4,767万2千円	1.1%
	負担金・分担金	502万5千円	0.1%
	寄付金	21万円	0.0%
	繰入金	164万1千円	0.0%
	繰越金	1億6,129万4千円	3.8%
依存財源 36億6,419万1千円 86.3%	国庫支出金	3億4,861万6千円	8.2%
	地方交付税	17億1,322万1千円	40.3%
	地方特例交付金	1,154万1千円	0.3%
	都支出金	11億9,197万6千円	28.1%
	村債	1億8,021万2千円	4.2%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	2億1,862万5千円	5.2%

令和3年度の決算状況は表1～表7、令和4年度上半期の予算状況は表8～表11のとおりです。

決算・予算・会計について

1. 決算とは？

村の仕事は予算に沿って行います。4月1日～翌年3月31日までの1年間を一会計年度といい、この1年間の収入と支出、これにともなう借金や貯金などの計算が決算です。

2. 予算とは？

予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てること。また、この内容をいいます。新島村では広報にいま5月号で毎年お知

表2：令和3年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） **39億2,764万9千円**

義務的経費 12億1,946万9千円 31.0%	人件費	7億6,814万円	19.5%
	扶助費	1億4,403万4千円	3.7%
	公債費	3億729万5千円	7.8%
投資的経費 6億6,982万円 17.1%	普通建設事業費	6億5,448万5千円	16.7%
	災害復旧費	1,533万5千円	0.4%
その他経費 20億3,836万円 51.9%	物件費	8億7,440万7千円	22.3%
	維持補修経費	8,303万5千円	2.1%
	補助費など	2億7,656万5千円	7.0%
	積立金	3億5,765万9千円	9.1%
	投資・出資金	0	0.0%
	貸付金	1,696万円	0.4%
	繰出金	4億2,973万4千円	11.0%

らせしています。

3. 会計の分け方

村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。一般会計と特別会計で、村に出入りするお金のすべてが、性質によって2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると考えてください。

歳入・歳出について

1. 一般会計・歳入（収入）

歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

▼自主財源

村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。この割り合いが高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

▼依存財源

国や都から使い道や金額が決められ、交付されたり借り入れたりするお金です。

(2) 一般財源と特定財源

▼一般財源

使い道が特定されないお金をいいます。依存財源の地方

▼特定財源

使い道が特定されるお金をいいます。依存財源の地方

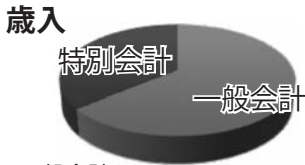
▼1つめの財布『一般会計』

福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。令和3年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。

▼2つめの財布『特別会計』

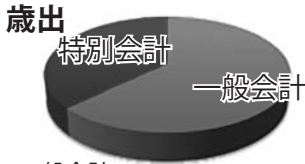
特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には10の特別会計があります。令和3年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

会計別決算状況



歳入

一般会計
42 億 4,713 万 8 千円
特別会計
23 億 8,751 万 8 千円
歳入総額
66 億 3,465 万 6 千円



歳出

一般会計
39 億 2,764 万 9 千円
特別会計
23 億 1,094 万 5 千円
歳出総額
62 億 3,859 万 4 千円

表 3：特別会計の種類と令和 3 年度特別会計の歳出・歳入

歳入（収入）	23 億 8,751 万 8 千円
歳出（支出）	23 億 1,094 万 5 千円

特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	8,120 万 2 千円	8,120 万 2 千円	0
2. 簡易水道事業	8,885 万 9 千円	8,472 万 6 千円	413 万 3 千円
3. と畜場事業	0	0	0
4. 国民健康保険診療所事業	5 億 2,110 万 3 千円	5 億 2,110 万 3 千円	0
5. 国民健康保険事業	5 億 2,698 万 9 千円	5 億 680 万 6 千円	2,018 万 3 千円
6. 後期高齢者医療事業	8,697 万円	8,626 万円	71 万円
7. 下水道事業	5 億 7,171 万 3 千円	5 億 6,702 万円	469 万 3 千
8. 温泉ロッジ事業	1,865 万円	1,865 万円	0
9. 介護保険事業	4 億 8,850 万 9 千円	4 億 4,517 万 8 千円	4,333 万 1 千円
10. 災害援護資金貸付事業	352 万 3 千円	0	352 万 3 千円
合計	23 億 8,751 万 8 千円	23 億 1,094 万 5 千円	7,657 万 3 千円

交付税や地方譲与税などがあ
げられます。

▼特定財源
使い道が特定されているお
金をいいます。依存財源の国
庫支出金・都支出金・自主財
源の使用料や手数料などがあ
げられます。

2. 一般会計・歳出（支出）
一年間に払う予定のすべて
のお金です。性質別と目的別
に分けられます。地方自治体
の財源体質を分析するうえで
の重要なポイントです。

(1) 性質別の分類
▼義務的経費
支出が義務づけられ、任意
に削減が難しい経費。この割
り合いが高いと財政構造が硬
直していると考えられます。人件
費、扶助費、公債費がありま
す。

▼投資的経費
道路や公園、学校、公営住
宅などの新増築に充てる経
費。新島村では、普通建設事
業費が該当します。

▼その他経費
義務的経費、投資的経費に
あてはまらない経費が7つあ
ります。

(2) 目的別の分類
支出の目的を基準にした分
け方です。新島村の目的別の
歳出は14に分類されます。5
ページの表10をご覧ください。

表 4：基金の種類（村の貯金）
令和 3 年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	7 億 25 万 9 千円
2. 減債基金	2 億 1,155 万 4 千円
3. 住民センター図書基金	297 万 7 千円
4. 公共施設整備基金	5 億 981 万 9 千円
5. 高齢者福祉対策基金	2 億 3,499 万 5 千円
6. 土地開発基金	3 億 219 万 1 千円
7. ふるさと創生基金	2 億 1,315 万 1 千円
8. 庁舎建設基金	3 億 8,066 万円
9. 災害対策基金	0
10. 連絡船建造基金	1,520 万 5 千円
11. 簡易水道事業基金	5,790 万 7 千円
12. 介護給付準備基金	19 万 9 千円
合計	26 億 2,891 万 7 千円

村の貯金と借金は？

▼基金（貯金）
村には12種類の「基金」が
あります。（表4）
基金とは、長期的な視野に
立ち、財源が不足したときの
支出の増加に備えた積立金。
一般家庭の預貯金にあたりに
ます。

▼村債（借金）
道路整備など、臨時的に多
くの費用を必要とする時に、
地方公共団体が国や金融機関
から借り入れる資金です。い
まそこに住んでいる人と、将
来そこに住む人の世代間の不
公平を解消することが目的で
ます。返済期間は長期にわた
ります。（表5）

表7のとおりです。

みなさんが納めた村民税の額は？

土地や建物など5種類。学
校や公園、道路のほか役場や
支所も含まれます。（表6）

村の資産は？

表 5：村債残高（村の借金） 令和 3 年度末現在

40 億 6,841 万 3 千円

表 7：令和 3 年度にみなさんが納めた村民税

1 人あたり	59,737 円
1 世帯あたり	112,741 円
令和 3 年度の村民税額（調定額）を令和 4 年 4 月 1 日現在の人口と世帯で割った数字です。	
人口：2,478 人	世帯：1,313 世帯

表 6：財産の状況 令和 3 年度末現在

公有財産	土地	金額
	建物	19,317,243.88 m ²
		52,542.37 m ²
有価証券		3,161 万円
出資による権利		2 億 5,561 万 5 千円
貸付金		2 億 7,183 万 2 千円

上半期の予算執行状況

令和4年度上半期(4月～9月)の予算執行状況をお知らせします。

▼一般会計・歳入(収入) 21億563万7千円で、昨年度より1億8,452万9千円(9%)増加しています。(表9)

▼一般会計・歳出(支出) 13億1,379万2千円で、昨年度より1億5,160万6千円(13.0%)増加しています。(表10)

▼特別会計・歳出(支出) 7億9,671万3千円で、総額の30.8%を執行しました。(表11)

歳入(収入)の状況

令和4年度
上半期の一般会計歳入
21億563万7千円

表8: 村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	8,116万円	40.8%
固定資産税	9,229万4千円	46.4%
軽自動車税	1,531万6千円	7.7%
市町村たばこ税	1,006万7千円	5.0%
入湯税	12万1千円	0.1%
合計	1億9,895万8千円	100%

グラフ1: 一般会計の収入割合

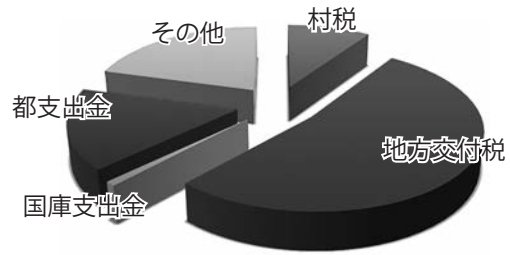


表9: 令和4年度一般会計歳入…令和3年度との比較

	令和4年度				令和3年度	
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
村税	1億9,895万8千円	9.5%	387万1千円	2.0%	1億9,508万7千円	10.2%
地方譲与税	457万6千円	0.2%	△60万3千円	△11.6%	517万9千円	0.3%
利子割交付金	20万3千円	0.0%	2万7千円	15.3%	17万6千円	0.0%
配当割交付金	68万6千円	0.0%	9万1千円	15.3%	59万5千円	0.0%
株式譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
法人事業税交付金	585万4千円	0.3%	313万8千円	115.5%	271万6千円	0.1%
地方消費税交付金	3,337万2千円	1.6%	△218万8千円	△6.2%	3,556万円	1.9%
自動車取得税交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
環境性能割交付金	120万2千円	0.1%	△9万2千円	△7.1%	129万4千円	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	97万8千円	0.0%	△186万5千円	△65.6%	284万3千円	0.1%
交通安全対策特別交付金	0	0.0%	△60万2千円	△100.0%	60万2千円	0.0%
税付交方地	11億397万4千円	52.4%	3,754万円	3.5%	10億6,643万4千円	55.5%
分担金・負担金	204万7千円	0.1%	107万円	109.5%	97万7千円	0.1%
使用料・手数料	2,179万円	1.0%	267万8千円	14.0%	1,911万2千円	1.0%
金出支庫国	1,911万5千円	0.9%	△565万2千円	△22.8%	2,476万7千円	1.3%
金出支都	3億4,915万5千円	16.6%	△331万8千円	△0.9%	3億5,247万3千円	18.3%
財産収入	1,613万1千円	0.8%	474万9千円	41.7%	1,138万2千円	0.6%
寄付金	20万円	0.0%	0	0.0%	20万円	0.0%
繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰越金	3億1,948万8千円	15.2%	1億5,929万4千円	99.4%	1億6,019万4千円	8.3%
諸収入	2,790万8千円	1.3%	△1,360万9千円	△32.8%	4,151万7千円	2.2%
村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	21億563万7千円	100.0%	1億8,452万9千円	9.6%	19億2,110万8千円	100.0%

表9・表10の項目説明

- 村税
みなさんが納めた税金。
- 地方譲与税
国税(自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税)の一定額が村に交付されたもの。
- 利子割交付金
貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
- 地方消費税交付金
消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。
- 環境性能割交付金
自動車税環境性能割の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
- 地方特例交付金
抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
- 地方交付税
国税(所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税)の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体間の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
- 分担金・負担金
特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
- 国庫・都支出金
国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
- 寄付金
個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

令和4年度 上半期の一般会計歳出 13億1,379万2千円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……令和4年度と令和3年度の比較

	令和4年度					令和3年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,534万5千円	1.9%	47.2%	△10万9千円	△0.4%	2,545万4千円	2.2%
総務費	3億2,157万9千円	24.5%	28.6%	6,784万6千円	26.7%	2億5,373万3千円	21.8%
民生費	2億1,115万5千円	16.1%	28.2%	3,690万1千円	21.2%	1億7,425万4千円	15.0%
衛生費	1億2,281万1千円	9.3%	34.1%	3,906万4千円	46.6%	8,374万7千円	7.2%
労働費	995万9千円	0.8%	47.4%	△237万3千円	△19.2%	1,233万2千円	1.1%
農林水産費	8,429万7千円	6.4%	35.8%	△912万6千円	△9.8%	9,342万3千円	8.0%
商工費	1億2,386万円	9.4%	36.5%	1,151万5千円	10.2%	1億1,234万5千円	9.7%
土木費	7,267万4千円	5.5%	18.3%	2,382万6千円	48.8%	4,884万8千円	4.2%
消防費	2,864万9千円	2.2%	24.4%	304万4千円	11.9%	2,560万5千円	2.2%
教育費	1億2,747万7千円	9.7%	34.7%	△4,868万7千円	△27.6%	1億7,616万4千円	15.2%
災害復旧費	0	0.0%	0.0%	△264万円	△100.0%	264万円	0.2%
公債費	1億8,598万6千円	14.2%	49.9%	3,234万5千円	21.1%	1億5,364万1千円	13.2%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	13億1,379万2千円	100.0%	31.6%	1億5,160万6千円	13.0%	11億6,218万6千円	100.0%

令和4年度 上半期の特別会計歳出 7億9,671万3千円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	8,381万4千円	518万5千円	6.2%	2,921万8千円	34.9%
簡易水道事業	1億1,914万9千円	2,463万5千円	20.7%	3,053万4千円	25.6%
国民健康保険診療所	6億2,203万8千円	7,713万7千円	12.4%	2億1,354万8千円	34.3%
国民健康保険事業	5億8,973万1千円	1億6,268万1千円	27.6%	1億7,138万6千円	29.1%
後期高齢者医療事業	9,273万8千円	1,669万9千円	18.0%	3,450万4千円	37.2%
下水道事業	5億3,056万5千円	1,717万6千円	3.2%	1億482万7千円	19.8%
温泉口ツジ事業	1,971万5千円	819万2千円	41.6%	828万6千円	42.0%
介護保険事業	5億2,616万4千円	2億3,811万9千円	45.3%	2億441万円	38.8%
災害援護資金貸付事業	352万8千円	352万3千円	99.9%	0	0.0%
合計	25億8,744万2千円	5億5,334万9千円	21.4%	7億9,671万3千円	30.8%

■ 使用料・手数料
 公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
 ■ 財産収入
 土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
 ■ 繰入金
 特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
 ■ 繰越金
 前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
 ■ 諸収入
 預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
 ■ 議会費
 議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
 ■ 総務費
 庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
 ■ 民生費
 高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
 ■ 衛生費
 健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
 ■ 労働費
 労働者の支援にかかる経費。
 ■ 土木費
 道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
 ■ 消防費
 消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
 ■ 教育費
 小・中学校、社会教育などにかかる経費。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

令和3年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみ指定する、これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまえで財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

- ① 実質赤字比率
一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。
- ② 連結実質赤字比率
村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。
- ③ 実質公債費比率
1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加

入する組織への返済も含め入ります。

④ 将来負担比率

一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含め入ります。新島村には、地方公

…新島村の各比率の対象

新島村の決算様式	一般会計	① 実質赤字比率	④ 将来負担比率
	連絡船事業		
	温泉ロッジ事業		
	災害援護資金貸付事業		
	特別会計	② 連結実質赤字比率	
	公営事業会計		
	国民健康保険診療所		
	国民健康保険事業		
	介護保険事業		
	後期高齢者医療事業		
公営企業会計	③ 実質公債費比率		
簡易水道事業			
と畜場事業			
下水道事業	資金不足比率		
新島村が加入の組織		…※新島村は対象外	
一部事務組合			
東京都市町村総合事務組合			
東京都市町村退職手当組合			
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合			
東京都後期高齢者広域連合			
地方公社・第三セクター			

表1…令和3年度 財政健全化判断比率の状況

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費率	④ 将来負担比率
新島村の状況	—	—	6.1%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%	30.0%	35.0%	

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

社や第三セクターはありません。したがって、この部分は含まれません。

▼早期健全化団体・財政再生団体の基準

①②③の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。

▼早期健全化団体・財政再生団体とは？

会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一手手前が「早期健全化団体」。倒産にあた

るのが「財政再生団体」となります。

▼早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなる？

国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、税金や公共料金の増額など、みなさんの生活にも大きな影響を及ぼします。

▼判断基準値からみる新島村の財政状況

表2…令和3年度 資金不足比率の状況

公営企業会計	特別会計の名称	資金不足比率
公営企業会計	簡易水道事業会計	—
	と畜場事業会計	—
	下水道事業会計	—
	健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」表示です。

【問合せ先】

企画財政課 財政係

☎(5)0204 内線 202

新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生団体に指定されることはありません。(表1、表2)

実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。

実質公債費比率は6.1%となっています。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。

これからもより良い予算づくりで、将来に負担をかけない堅実な財政運営につとめます。

年末・年始の公共施設などの休業案内

…利用可能日

×…休業日

役場の正月休み…12月29日(木)～新年1月3日(火)

▶休み期間中も職員が役場に常駐しています。

▶役場が休み期間中も営業する施設があります。

電話番号を掲載しますので、直接お問い合わせください。

▶緊急通報……固定電話から局番無し 119

▶急な病気やけが

本村診療所 ……(5) 0083

式根島診療所……(7) 0019

▶その他の問い合わせ

新島村役場 ……(5) 0240

式根島支所 ……(7) 0004

	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)
本村地区	新島村役場			×	×	×	×	×	×		
	本村診療所			×	×	×	×	×	×		
	住民センター			×	×	×	×	×	×		
	住民センター図書室			×	×	×	×	×	×		
	さわやか健康センター			×	×	×	×	×	×		
	さわやか健康センタースポーツルーム		17時まで	×	×	×	×	×	×	17時まで	
	青葉会館			×	×	×	×	×	×		
	勤労福祉会館 ☎(5) 0504		×	×	×	×	×	×	×		
	新島村博物館 ☎(5) 7070			×	×	×	×	×	×		
	ふれあい農園			×	×	×	×	×	×		
	まました温泉 ☎(5) 0830		×				(※)		×		
	砂蒸し風呂 ☎(5) 0830		×			×			×		
	湯の浜露天温泉										
	ガラスアートセンター		×	×	×	×	×	×	×	×	
	ガラスアートミュージアム	不定休	×	×	×	×	×	×	×	×	不定休
	スポーツ広場	×	×	×	×			×	×	×	×
新島村製氷貯氷冷凍冷蔵施設			×	×	×	×	×	×			
クリエートセンター			×	×	×	×	×	×			
自治会連合会館			×	×	×	×	×	×			
若郷地区	若郷支所			×	×	×	×	×			
	若郷診療所		×	×	×	×	×	×	×		
	若郷会館			×	×	×	×	×			
	若郷防災コミュニティセンター			×	×	×	×	×			
式根島地区	式根島支所			×	×	×	×	×			
	式根島診療所			×	×	×	×	×			
	式根島開発総合センター			×	×	×	×	×	×		
	温泉・雅湯										
	温泉・憩いの家☎(7) 0576		×			×	×	×	×		
	スポーツ広場			×	×	×	×	×			
	式根島福祉センター			×	×	×	×	×			
	式根島養殖場	×	×	×	×	×	×	×			
式根島福祉健康センター			×	×	×	×	×				
交通・放送	連絡船にしき☎(7) 0825										
	ふれあいバス					×					
	定時放送(午後6:20)			×	×	×	×	×			
ごみ施設・収集	新島村清掃センター		×		午前のみ	×	×	×	×		
	阿土山ごみ処分場		×	×	午前のみ	×	×	×	×	×	
	式根島クリーンセンター		×		午前のみ	×	×	×	×		
	神引不燃物処理場		×	×	午前のみ	×	×	×	×	×	
	ごみの収集	×	×	×	可燃	×	×	×	×	×	

※ 13:00～18:00 一般浴場のみ、砂風呂は休業

総務課からのお知らせ

新島村と七島信用組合との連携に関する協定

令和4年10月13日(木)に新島村と七島信用組合は、地域の地域社会の発展と地域経済の活性化及び村民サービスの向上のため、連携協定を締結いたしました。今後は、お互いに協力をし、地域の発展に尽力して参ります。

【問合せ先】

総務課庶務係



■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・成年後見・暮らしにおけるトラブル・生活再建」「コロナ問題が影響して生活が苦しくなった、仕事が

なくなった、給付金の手続きをしたい」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】

令和4年12月9日(金)

午前10時〜午後2時

【相談場所】

新島村住民センター

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もありますが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。ご相談の際はマスクの着用をお願いいたします。

また、相談日当日に緊急事態宣言が発令されている場合は、中止といたします。

【問合せ先】

東京司法書士会事務局事業課
☎03(3353)9191
平日 午前9時〜午後5時
(正午〜午後1時を除く)



教育委員会からのお知らせ

■進学資金貸付制度について

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。令和5年度も引き続き行いますので、ご利用ください。貸付の条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日(令和5年4月1日)の1ヶ年以上前から、引き続き村内に住所を有する者の子弟であること

【学校の種類】

①国立・公立・私立の大学・短期大学・大学院(専修課程に限る)
②国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】(月額)

①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

①貸付申請書(第1号様式)
②納税証明書
③所得を証明できるもの
④住民票(家族全員の続柄を記載のもの)
⑤在学証明書又は入学許可証

⑥振替口座番号(本人名義)
⑦高校3年生の成績証明書
または在籍校の成績通知書

【受付期間】

12月1日(木)から

4月7日(金)まで

【返済期間】

貸付期間が終わった1年後から20年以内

【返済方法】

①新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替
②役場出納室・各支所または金融機関から納付書で支払い。

※ご注意 現在、納付書で支払っている方で口座振替をご希望の場合は、教育委員会へご連絡いただき、郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【問合せ先】

教育委員会
☎(5)0203(直通)

■令和5年度式根島生徒の宿泊施設募集

連絡船が天候や災害、事故または整備などによって欠航

した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

【期間】令和5年4月1日〜令和6年3月31日

【宿泊条件】

①連絡船が天候、災害、事故または整備などによって欠航。
②次の日に行事などを控え、天候の悪化が見込まれる時。

【宿泊料】

1泊7千円(食事代含む)

【募集締切】

令和5年2月末日まで

【申込み・問合せ先】

教育委員会
☎(5)0203(直通)



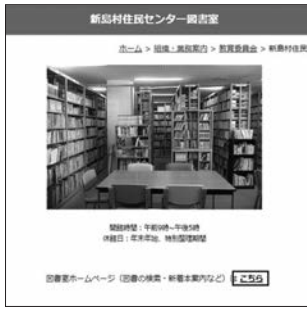
■住民センター図書室からのお知らせ

図書室のホームページが新しくなりました。

①新島村役場ホームページ <https://www.nijima.com> を開き「オンラインサービス」の中にある「図書検索」をクリックします。



②新島村住民センター図書室画面の中にある「図書室ホームページ」(図書の検索・新着本案内などはこちら)の「こちら」をクリックします。



③「蔵書検索」に検索したい言葉を入れて「検索する」をクリックします。



新着図書や貸出ランキング、テーマに沿ったブックリストなども見ることができま



こちらのQRコードからも図書室ホームページにアクセスできます

【問合せ先】

教育委員会

☎(5) 02003 (直通)



■東京都島嶼町村一部事務組合からのお知らせ

■島外進学をお考えの方へ

東京都島嶼町村一部事務組合では、島しょ町村の義務教育を修了された生徒を対象に、提携先の学生寮への入居費用の一部(入館保証金5万円程度)を立て替える「島外進学者支援制度」を実施しています。学生寮では朝・夕の食事提供や、館長による見守りなど、保護者様に代わり学生をサポートいたします。

本制度の申込み、学生寮への入居をご検討される方はぜひ当組合へお問い合わせください。なお、ご希望の学生寮によっては満室となる場合がございますので、お早めにお申込みください。

○本制度のホームページ(お申込はこちらから)

URL: <https://toshio-ichikumi.jp/tougainshingaku>



こちらのQRコードからもホームページにアクセスできます

【問合せ先】

東京都島嶼町村一部事務組合 事務局

(住所)

東京都港区海岸1-4-15 島嶼会館2階

☎03(3432)4961

(電話受付)

平日午前9時〜午後5時

東京都福祉保健局

からのお知らせ

■今年度は調理師業務従事者届の該当年です

調理師法により、都内で調理業務に従事している調理師免許取得者は、12月31日現在の就業場所等の届け出が必要です。1月15日(日)までに指定の受理機関へご提出ください。

届出用紙や届出先の詳細は都内保健所窓口か東京都福祉保健局ホームページで。
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp>)

【問合せ先】

東京都福祉保健局健康安全部健康安全課

☎03(5320)4358

■住民センター図書室から新着本のご案内



アンディ・ウィアー



アガサ・クリスティー



大平信孝

香君 上橋菜穂子
ただいま神様当番 青山美智子
ミュゲ書房 伊藤調
80歳の壁 和田秀樹
Mizukiの2品献立 Mizuki

■本村住民センター図書室の利用時間
午前 9:00 ~ 午後 5:00 (年末・年始をのぞく)
教育委員会 ☎ 5-0203 直通

■新島村ホームページの『図書検索』から新着本が検索できますので、そちらもご覧ください。

納め忘れの税はありませんか？今一度ご確認ください。

納期限内納付に協力を！

令和4年度の村税の納期限を表にしたものです。

税目	期	第1期	第2期	第3期	第4期
軽自動車税		5月31日	-	-	-
村・都民税	4期徴収	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日
固定資産税	4期徴収	5月31日	7月31日	12月25日	2月28日
国民健康保険税	4期徴収	6月30日	9月30日	11月30日	1月31日

軽自動車税の納期限は5月31日と過ぎております。他の村税も第1期、2期、3期（一部）の納期限も到来しております。今一度お納め忘れがないかご確認ください。また、口座振替をご利用の方は、納期限が引き落とし日となっています。納期限までに振替指定口座の預金残高の確認をお願いします。

▶ 納税のご相談は税政係へ ◀

【問合せ先】

新島村 企画財政課 税政係
TEL (5) 0241 (直通)



新島警察署交通係からの お知らせ

改正道路交通法「高齢者ドライバーの免許更新」が本年5月13日に施行されたことに伴い、令和5年1月から左記日程で実施を致します。

● 高齢者講習 (70歳以上)

【日程】

- ・ 1月11日 (水)
 - ・ 2月7日 (火)
 - ・ 3月7日 (火)
 - ・ 4月20日 (火)
 - ・ 5月9日 (火)
 - ・ 6月6日 (火)
 - ・ 7月11日 (火)
 - ・ 8月8日 (火)
 - ・ 9月12日 (火)
 - ・ 10月10日 (火)
 - ・ 11月7日 (火)
 - ・ 12月12日 (火)
- 午前9時から

● 認知機能検査 (75歳以上)

※75歳以上の方は認知機能検査日(半日)と高齢者講習日(半日)の合計2日間が必要となります。

【日程】

- ・ 1月10日 (火)
- ・ 2月3日 (金)
- ・ 3月3日 (金)

- ・ 4月17日 (月)
 - ・ 5月2日 (火)
 - ・ 6月1日 (木)
 - ・ 7月3日 (月)
 - ・ 8月3日 (木)
 - ・ 9月7日 (木)
 - ・ 10月5日 (木)
 - ・ 11月2日 (木)
 - ・ 12月7日 (木)
- 午前9時から

【持参品】

・ 高齢者講習日には必ず、免許証、ハガキ二枚(◆免許証更新のための講習のおしらせ)・◆運転免許証更新のおしらせ)・手数料を持参してください。また、実技講習を実施することから車で来署を願います。

・ 認知機能検査日には必ず、免許証・ハガキ一枚(◆免許証更新のための講習のおしらせ)・手数料を持参してください。

【注意事項】

来署前に車の点検(特にブレーキランプ等)を実施し、来署する際は運転に相応しい履き物等をお願いします。

【問合せ先】

新島警察署 交通係
☎ 04992 (5) 0381

新規就業者 奨励賞

公益財団法人東京都農林水産振興財団から、新規就業者として池田辰希さんが表彰されました。

池田さんは、子どもの頃から祖父の船で漁に出たり、現在指導を受けている親方や父親の友人の船に乗せてもらったりなど、漁業に触れる機会が多い環境で育ちました。大人になっても漁師になる夢は色あせることなく、漁師の道に進むことを決めました。

池田さんは、令和3年4月に漁業研修をスタートしました。現在も第八大三丸の大沼三郎親方の指導を受け、1人前の漁師になるため着実に経験を積んでいます。



おめでとう

禾絆 かな ちゃん
令和3年11月24日生



姉帯 巨幸さん・紗樹さん
(式根島)

來夏 らいな ちゃん
令和4年4月7日生



前田 昌弘さん・香さん
(本村 ソーベ)

【結婚・出産された方へ】

広報にいじまではお写真を募集しております。ご結婚やご出産された方で、広報にお写真を掲載してもよいとお考えの方は、企画調整室までご連絡ください。

【問合せ先】

企画財政課 企画調整室

☎ (5) 0204

メール: kouhou@nijima.com



大島支庁インスタグラムの紹介

大島支庁では、「大島支庁インスタグラム」(@oshimabranchoffice)を【毎日更新中】です！

この度、みなさまのおかげでフォロワー数 2,200 人を達成しました！これからも大島支庁管内の観光スポット等の情報を発信していきますので、ぜひ「フォロー」や「いいね」をお願いいたします！

(URL)

<https://www.instagram.com/oshimabranchoffice/>



OSHIMABRANCHOFFICE

こちらのQRコードからアクセスできます

新島村のお仕事

はじめに

今回の『新島村のお仕事』は、第七回【民生課保険係のお仕事】と、第八回【民生課住民年金係のお仕事】をまとめてご紹介します。是非ご一読下さい。

管理職から課及び仕事の紹介

民生課長の前田です。民生課は本庁に4つの窓口（民生係、福祉介護係、住民年金係、保険係）と、「さわやか健康センター」、「新島保育園」、「式根島保育園」の3つの出先機関、総勢32名から成っています。

役場の部署の中でも、最も住民の皆様との関わりがあり、公的制度の運用、地域のつながりを持って健康で明るい暮らしが続けられるように、医療、福祉、介護等の関係機関と連携を図りながら、誰もが健康で生き生きと暮らせるよう「ゆりかごから墓場まで」の様々な職務を担う課となっています。

第七回

民生課保険係のお仕事

係の仕事内容

【担当課】

民生課

【係名・役職】

保険係・主任

【担当者名】

梅田 仁也

【担当業務】

国民健康保険、後期高齢者医療制度

民生課保険係の梅田と申します。保険係は2名体制で国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する事業を行っています。私は主担当として国民健康保険全般を担当し、もう1名は後期高齢者医療制度を主担当としています。今回は各制度について紹介させていただきます。



国民健康保険は自営業者等であって被用者保険（社会保険）に加入していない75歳未

満の方が加入する公的医療保険制度です。医療費の負担が2割〜3割になります。（年齢などにより負担割合は異なります）

後期高齢者医療制度は75歳以上もしくは65歳以上で障害を持つ高齢者が加入する公的医療保険制度です。医療費の負担が1割〜3割になります。（所得によって負担割合は異なります）

共に病気やけがをしても安心してお医者さんにかかれるように加入者みんなまで、お金を出し合い医療費に備える制度となっています。（医療費全体で国保は約2割、後期は約1割を保険税（料）で負担し、残りは公費で負担しています。）



保険係では、各制度の資格取得や資格喪失などを管理して各種証発行、入院等で高額な医療費になったときに一定額を超えた分を支給する「高額療養費」の支給、被保険者に対する健康診査の実施、年間保険税（料）を決定しての徴収、公費負担分の国や都へ

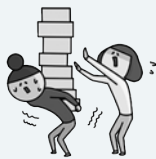
の補助金申請などを行っています。また、国民健康保険については毎年度運営協議会を開催して委員の方と税率改定や課題の検討を行っています。



課題

様々な課題がありますが、その中でも特に重要なのは「制度維持のための財源確保」と「医療費の抑制・削減」です。

近年は高齢化、医療技術の高度化に伴い1人当たりの医療費が増加しています。そのため必要な保険税（料）も増加しており、その運営はますます厳しい状況となっています。



国民健康保険については、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から新しい制度へ移行し、都道府県を国民健康保険の財政運営の責任主体として運営の安定

化と財政基盤の強化が図られました。東京都は標準的な税率を設定した上で、市町村が収めるべき納付金を決定しています。

国保財政の安定化のためには、市区町村は東京都の示す標準税率に合わせる必要がありますが、現行の保険税率と標準保険税率には、大きな乖離が生じており、毎年度一般会計からの多額の法定外繰入に依存する厳しい財政運営が続いています。



また、都は将来的に保険税率水準の統一化を計画しており、その際には税率を合わせる必要があります。短期間での年度調整では被保険者の急激な増税になるため好ましくなく、複数年にかけ医療費や所得状況などの推移を見極めながら税率の改定を進める必要があると考え、毎年度運営協議会で検討を行い税率改定を決定しています。

村が支払う納付金（税率算定にも影響）を減少させるには、医療費の抑制・削減が必要となります。特定健診や

各種健診事業などの機会を活用し、病気を早期発見し、生活習慣病などにならぬようにしたり、ジェネリック医薬品を活用することで医療費の抑制・削減がされます。

担当からの一言

医療費と保険税(料)は深くかかわっています。医療費が増えると、財政が圧迫され保険税(料)の引き上げを招くことがあります。保険税(料)は、年間に必要とされる医療費をもとに決まるので、医療費が増加すると、皆さんが納める保険税(料)も増加してしまうのです。健康維持、病気の早期発見のため特定健診や各種健診事業などの機会を活用して下さい。

また、皆さんの納める保険税(料)は、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度を支えるための大切な財源になります。納め忘れなどがないようご協力をお願いします。

よろしくお願いします



第八回

民生課住民年金係のお仕事

お仕事

係の仕事内容

【担当課】

民生課

【係名・役職】

住民年金係・係長

【担当者名】

池田 美穂

【担当業務】

住民登録に関する事務、年金の各種申請に関する事務等

住民年金係長の池田です。住民年金係は、住民の方々の生活を支える窓口業務を担っています。具体的には、住民記録に関する各種証明書の発行、住民異動届の受理、年金に関する各種申請書類の受付、マイナンバー制度に関する事務、航空割引カードに関する事務、戸籍の届の受理、雇用保険に関する事務、ちよこつと共済の申請受付、外国人登録に関する事務、パスポートに関する事務、人口と住民異動の月次・年次集計作業等、皆様の生活に直接関係のある多様な業務を行っています。住民票や印鑑登録証明書、

マイナンバーカード、パスポートは、皆様もどこかで一度はご覧になったことがあるのではないのでしょうか。

しかしそれらの発行・交付には、適正で迅速な住民登録が欠かせません。そのため当係は、目の前の業務が村民の方々の円滑な住民生活の起点になるという自覚を持ちながら、常に慎重に仕事に取り組んでいます。業務内容の通り、住民の方々への開かれた「窓口」として、日々の生活に寄り添った対応を目指していきます。



課題

近年住民基本台帳法やマイナンバー制度に関する法律は頻繁に改正が行われており、各制度が過渡期を迎えている状況です。住民対応に直接影響するものも多くあるため、日々即時的な情報収集と共有が必須だと考えています。また年金事務やパスポート事務等、国や都の窓口を代理して行っている島嶼部特有の事務に関しては、引き続き正確な事務処理を行う必要があると考えています。

担当からの一言

●住民の皆様へ

当係は担当者2名・システム端末2台で業務を行っているため、特に転入の手続きが混み合う4月頭には証明書の発行までに一旦お帰り頂く等変則的な対応を取らせて頂く場合がございます。

また、出生や死亡、婚姻等の戸籍の届を祝休日に提出される場合は、前もってご連絡頂きますとお待たせすることなく受理を行うことができます。届の種類によってご準備頂きたいものが変わってきますので、来庁予定時間と併せてご一報ください。



●マイナンバーカードをお持ちでない方へ

マイナンバーカードはオンラインでも安全・確実に本人確認を行える、デジタル社会の基盤となるツールです。既に行われている健康保険証利用の運用を筆頭に、今後も運転免許証との一本化等のさらなる利活用と利便性の向上が予定されています。

カードの発行申請は、役場窓口で申請書をご請求頂ければ簡単に行うことができます。申請方法は郵送申請(送料無料の封筒をお渡します)とスマホ等でのオンライン申請の2通りからお選び頂けます。

申請後1か月程度で役場本庁または式根島支所にカードが届きましたら通知はがきをご本人宛にお送りしますので、はがきとご本人確認できるものをお持ちになり、はがきに指定された受取場所(本庁または式根島支所)に必ずご自身でお出ください(※)。

窓口で暗証番号を設定頂いた後に簡単な入力作業をして頂き、その場で交付となります。カードがお手元に届くまでには多少お時間がかかりますので、今すぐには必要ないと思われる方も余裕を持って申請されることをおすすめします。

この機会にぜひご検討ください。

※長期入院をされている等特定の理由以外での代理人の受取りは、原則認められません。島外にいらっしゃるご親族等のカードについて代理人による受取りをご検討の方は、お手数ですが事前にご相談ください。

若郷キャンプ



10月7日（金）・8日（土）の二日間、新島小学校4年生が若郷キャンプを行いました。今年度は若郷体育館でダンスやレクリエーションなどを行い、保護者・地域の方々も参加してキャンプを楽しみました。



防災キャンプ

10月15日（土）・16日（日）、式根島小学校で小中学生を対象に防災キャンプが開催されました。

消防団による放水を見学した後、生徒たちは実際の火災現場で着用する装備を身に着けての放水を体験しました。

同日、自衛隊の方々もお招きして、落下傘の降下訓練を体験したり、震災時の震災現場対応状況などのお話を聞きました。

15日（土）は、災害による避難所を想定した体育館で班に分かれ、段ボールでパーテーションやベッドを作成し、実際にそれらを使用し宿泊しました。



第33回新島国際ガラスアートフェスティバル



村民キッズワークショップの様子

10月15日（土）から22日（土）、新島国際ガラスアートフェスティバルが開催されました。今回の作家デモンストレーションは、新型コロナウイルス感染症対策としてライブ配信での開催となりました。

15日（土）と16日（日）は、クリエイターセンターセミナー棟で「村民キッズワークショップ 巣箱を作ろう」（15日）、「村民ランプワーク教室 ガラスペンを作ろう」（16日）が開催されました。

令和4年 防災訓練

10月15日（土）、本村・若郷・式根島の各地区で防災訓練が行われました。

今回の訓練は、午前9時50分から午前10時20分間に地震が発生すると想定した津波避難対策訓練を実施しました。

本村地区避難者566名、式根島地区避難者184名、若郷地区避難者139名、関係機関335名、合計で1,224名の方にご参加いただきました。



新島村園校オンラインあいさつ運動



10月24日(月)から28日(金)の期間、新島村の保小中高で「オンラインあいさつ運動」が行われました。

8時10分から5分間、テレビ会議の画面を通して各校が行事の紹介や一言、歌など工夫を凝らしたあいさつが行われました。

園児児童生徒にはたくさんの笑顔が見られ、各校に元気が届けられました。

新島中学校 文化祭

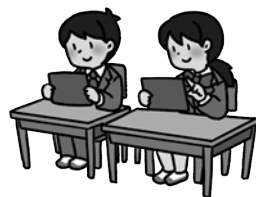
11月3日(木)、新島高校体育館で新島中学校文化祭が開催されました。

各学年、一丸となって準備を進めた演劇を披露し、会場は盛り上がりを見せました。

今年度のスローガン『煌めく笑顔、輝け青春。』を達成する素晴らしい文化祭となりました。



新島高等学校 授業公開週間



10月31日(月)から11月4日(金)にかけて、新島高等学校で授業公開週間が実施されました。1～6限が一般公開され、地域の方や保護者の方が授業を参観することができました。

- インフルエンザが流行している時は、人ごみへの外出をさけましょう。
- 外出時には、マスクを着用しましょう。
- 帰宅時には、うがいと流水・石鹸による手洗いを忘れずにしましょう。アルコール製剤による手指衛生も効果があります。
- 室内では、適度な湿度を保ちましょう。加湿器などを使って適切な湿度(50～60%)を保つことも効果的です。
- 疲労や睡眠不足をさけ、バランスよく栄養をとりましょう。

インフルエンザ予防対策

さわやか健康センターだより

さわやか健康センター
子ども家庭支援センター共通
TEL 5-1856 FAX 5-1857

メールアドレス
さわやか健康センター kenkou@nijijima.com
子ども家庭支援センター kodomo@nijijima.com

12月の主な行事予定

11月15日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。

★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

日	月	火	水	木	金	土
 <p style="text-align: center;">■今月は、 固定資産税の 納付月です。</p>				1	2	3
				4	5	6
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31